

## 訪問歯科保健指導事業実施要綱

### 1 目 的

青森県口腔保健支援センター（以下「センター」という。）が、下記対象に掲げる機関・団体等を訪問して歯科保健指導等を実施することにより、県民の歯科口腔保健の保持増進を図るものである。

### 2 実施主体

事業の実施主体はセンターとする。

### 3 対 象

- (1)「健康教育実践研究支援事業」における健康教育実践研究校  
（訪問歯科保健指導事業を実施する年度の研究校に限る）
- (2)フッ化物洗口事業を計画している自治体・教育委員会・小中学校等
- (3)市町村を含む各種団体

### 4 事業内容と実施方法

#### (1)事業内容

##### ア 歯科保健指導

正しい歯みがき法など歯科疾患、オーラルフレイルの予防等に関する  
歯科保健指導の実施

##### イ 歯科講話

歯科疾患、オーラルフレイルの予防等に関する講話の実施  
フッ化物洗口等に関する講義・実技

#### (2)実施方法等

別紙により進めていくものとする。

### 5 費用等

事業に係る経費は、原則無料とする。

### 6 留意事項

- (1) 本事業を実施するに当たっては、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、青森県個人情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）に基づき、適切にこれを行うものとする。
- (2) 本事業を実施するに当たっては、青森県歯科医師会、青森県歯科衛生

士会などの関係団体及び関係機関と十分に連携を図るものとする。

- (3) 原則として、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始等閉庁日は、事業を実施しないものとする。
- (4) 3の対象に掲げた各種団体とは、健康づくりリーダー等を育成する団体等を優先としセンターが必要と認めたものに限るものとする。
- (5) 連続して3年事業を実施したものについては、対象としないものとする。

## 7 その他

事業の実施について必要な事項は、センターが別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年1月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月3日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別 紙)

訪問歯科保健指導事業の実施方法等について

1 実施回数

原則として、1 か所につき同一年度内1回とします。

2 申込方法等

(1) 事業の利用を希望する者は、原則として実施予定日の2 か月前までに、センターに電話で相談します。

(2) センターは、実施内容について当該事業実施要綱に照らして確認し、事業実施の可否の検討を行い、その結果を希望者に連絡します。

(3) 事業実施が“可”となった場合、希望者は実施申込書に必要事項を記入し、申込みます。

※実施申込書は、センターのホームページからダウンロードできます。

(4) 実施申込書を受理後、センターは、事業を実施する旨、申込者に対し正式に通知します。

(5) なお、事業実施場所の確保については、申込者が責任を持って行うものとします。